

進化経済学会内通貨「JAFEE」規約

2021年3月27日

第1条 学会内通貨発行の目的

進化経済学会の運営は、会費による経費支出に加え、英文ジャーナル EIER の編集・査読（編集長、編集員、副編集委員、査読者）、本大会、オータムコンファレンス等の大会実行運営員会（組織委員会委員長、同副委員長等）、理事会（会長・副会長、理事）、事務局長（事務局長、事務局員等）、特別シンポジウム・各種部会の企画・部会長等に関わる各種サービスを有志会員が提供することにより成り立っている。

こうした無償ボランティアを可視化して明確な価値評価を行い、インセンティブを与えることで、そうした活動への参加を促進するとともに、相互扶助を通じて会員間交流がより活発にすることを目的として進化経済学会内通貨を創設する。

つまり、本通貨創設の目的は次の3点である。

- 1) ボランティアの可視化による価値評価とインセンティブの形成
- 2) ボランティアへの参加促進と負担平準化
- 3) 相互扶助を通じた会員間交流の活性化

第2条 学会内通貨の名称及び価値

学会内通貨の名称を「JAFEE」（本学会の英語名 Japan Association for Evolutionary Economics の略称）とし、1「JAFEE」を1円相当とする。ただし、円への換金はできない。

第3条 発行・利用、赤字限度額、準備金、監査

1. 学会内通貨「JAFEE」は赤字を許容する口座型地域通貨として発行・利用される。
2. 進化経済学会の事務局、大会実行委員会、学会員が口座を持ち、各々が有する赤字限度額（発行上限）の範囲内で取引を行うたびに通貨が発行ないし相互相殺される。
3. 進化経済学会事務局の赤字限度額（発行上限）は1,000,000JAFEEとする。ただし、当面5年間の発行上限は500,000JAFEEとする。
4. 第5条規定の大会参加費や大会懇親会費の JAFEE 支払を事務局が円で充当するため、赤字限度額の50%の円を準備金として積み立てる。
5. 進化経済学会は年度末に学会内通貨「JAFEE」の発行・利用に関する年間報告書を作成し、監査を受ける。

第4条 学会業務、学会内通貨の発行・利用

進化経済学会の以下の学会業務を行なった会員は所定額の JAFEE を事務局に請求できる。ただし、業務終了後1年以内に請求を行わなければ、その請求権を放棄したものとみなす。

1. 学会英文ジャーナル "Evolutionary and Institutional Economic Review" の査読対象論文1編にたいするアソシエイトエディターの業務（投稿者・査読者への依頼、論文のメジャー／マイナー修正、却下に伴う通信、報告執筆を含む）一回につき 2,000JAFEE、レフェリーのすべての業務（査読報告の執筆、修正された論文への査読報告の執筆）一回につき 2,000JAFEE。
2. 大会実行委員会業務を行った者（大会実行委員会委員長）に 5,000JAFEE。
3. 事務局はその他の業務と報酬額を随時決めることができる。

第5条 学会通貨の利用

1. 学会内通貨「JAFEE」を利用することができるのは学会員のみとする。
2. 学会員は、株式会社ジィ・シィ企画が運営・管理する電子通貨ウォレット「C.C.Wallet」を用いて、「JAFEE」の受け取りや支払いを行い、その利用規定に従うものとする。
3. 学会員は、「C.C.Wallet」を用いて、「JAFEE」を大会参加費や大会懇親会費の支払いに充てることができる。ただし、大会参加費や懇親会費の支払は一回1人分を限度とし、その際の最小単位を 1,000JAFEE とする。
4. 学会員は、「C.C.Wallet」を用いて、学会員同士で自由に「JAFEE」の譲渡・取引を行うことができる。
5. 学会員の「JAFEE」口座の赤字限度額（発行上限）は 1,000JAFEE とする。

第6条 本規約の改廃

本規約の改廃は理事会で審議決定することとする。